

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、阿南市島上一郎ほか1名の請求に係る監査の結果を、平成19年6月21日決定したので、次とおり公表する。

平成19年7月3日

徳島県監査委員	数 藤 善 和
同	吉 田 英 勝
同	樋 本 孝
同	木 下 功

## 第1 請求の受付

平成19年4月27日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定により、平成19年5月31日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 2 監査対象機関

議会事務局を監査対象とした。

## 第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

## 第4 決定の理由

### 1 請求の要旨

平成18年8月1日から平成18年8月3日まで二泊三日の行程で愛知県と山梨県で実施された徳島県議会経済委員会県外視察は、当該委員会委員長Aによる本件視察に名を借りた享楽のために計画された旅行である。本件視察には、出発から帰着までのすべての行程で公金が使用されており、違法不当な公金の目的外支出と断ぜざるをえない。県民に対しての重大な背信行為及び背任行為であるとともに、取り返しのつかない信用失墜行為である。又、この事を看過した参加者全員にも責任がある。並びに、本件視察に利用されたバスの、高額な借り上げバス代の支出及び、本件視察後に職務専念義務のある県職員に、本件視察の旅費規程を超えた部分と自己負担部分を含めた収支明細書等を作成させるなど違法不当な事実もある。という事は、本件視察に違法な公金が支出された事に、徳島県は本件視察参加者らに対し、旅費等相当額の損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を有しているところ、徳島県知事は当該請求を怠っていることになる。したがって、監査委員は徳島県知事に対し次の通り勧告せよ。

### 記

「上記公金支出の最終権限者たる徳島県知事自ら及び手続きを行った担当職員に対し支出額合計金1,263,500円の損害賠償を求め、かつ上記本件視察に参加したAら県会議員及び職員らに対し、その費用の返還を請求する事。」

## 請求の理由

- 1 徳島県内で旬刊しトリビューンしこく新聞を発行している事業者が、主催している会員制のインターネットサイトからプリントアウトした資料によると、本件視察の二日目に宿泊した石和温泉の高級旅館「銘石の宿 かげつ」は、A県議が県土整備委員長であった平成14年の県外視察でも利用され、本件視察先の選定を各委員から一任されていたA県議の意向が働いて石和温泉の当該旅館に宿泊先が決まったものと思われる。又、コンパニオン宴会で盛り上がって、B県議(その当時)が仲居に破廉恥行為に及んだり、A県議が熟女コンパニオン同行で深夜の視察に、ラブホテルへ出かけた。とあり上記のことは、本件視察に行く前からA県議が本件視察を利用して、二日目の宿泊地で享楽にふけることが予定されていたものと思料する。A県議以外の本件視察参加者も上記の事を看過したり、これを幸いに享楽にふけるものもあり重い責任がある。
- 2 借り上げバスについては本件視察参加者11名から15名の間の参加人数に対して大型観光バスを3日間借りきり金403,370円を公費で支払いしている。この事は、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず。又、経費はその達成の為に必要かつ最小の限度を超えて支出してはならない。という地方自治法第2条13項及び地方財政法第4条1項に違反しているのは明らかである。
- 3 本件視察から帰った後に、議会事務局職員に立て替えさせていたコンパニオン代金及び酒代金等を精算させて収支明細書等を作成させた事は、地方公務員が職務に専念しなければならないという、地方公務員法第35条に違反していることも明白である。

尚、行政庁等がしかるべき措置をしないため本件請求に至ったものである。

(以上、原文のまま掲載。ただし、個人名は略号で表記。)

## 2 判断

(1) 請求人の主張を整理すると、次のとおりである。

平成18年8月1日から平成18年8月3日までの日程で徳島県議会経済委員会が実施した県外視察（以下「当該視察」という。）については、享楽を目的としたものであり、当該視察に係る旅費については、違法不当な公金の目的外支出である。また、大型バスを使用したことでバス借上料が高額となり、違法な支出である。さらに、当該視察後において、旅費等の精算をしたことは職務専念義務違反である。以上のことから、徳島県に旅費860,130円及びバス借上料403,370円の合計1,263,500円の損害を与えており、知事等に対しその損害賠償請求等を求めるというものである。

(2) はじめに、当該視察に係る旅費860,130円についてみてみる。

当該視察の目的は、地方自治法第109条第4項に基づき、平成18年6月徳島県議会定例会において、徳島県議会会議規則第75条の手続きを経て議決された、閉会中の継続調査事件である「商工業の振興及び雇用対策」「交流の促進及び観光振興対策」「農林水産業の振興対策」の3項目についての調査である。

(3) そこで、当該視察先の選定等についてみていくこととする。

当該視察先については、都市と地方の格差が問題とされる中、バブル崩壊後の景気回復が著しく、日本で最も景気が明るいと言われている東海地方、特に愛知県を中心に周辺県の中から選定したものである。

具体的な視察先は、東海地方の景気の牽引役を担っているトヨタ自動車グループの1社である「トヨタ紡織株式会社（愛知県刈谷市）」、全国的にも数少ない第3セクターの成功事例である「一色さかな広場（愛知県幡豆郡一色町）」、農業の担い手育成対策や遊休農地活用対策等の参考となる「地域農産物活用型総合交流施設おいしい学校（山梨県北杜市）」、6支部果実組合が統合し設置した共選所であり、桃のブランド化を成功させた「JAフルーツ山梨春日居統一共選所（山梨県笛吹市）」、地場産業育成のための研究開発や生産農家の指導等、農業生産、商品開発、販路開拓が一体となった取り組みがなされている「山梨県工業技術センター、山梨県ワインセンター（山梨県甲州市）」であり、それぞれの視察先で調査を行っている。

宿泊先については、当該視察の行程上、愛知県名古屋市及び山梨県笛吹市で宿泊している。

日程等の決定については、経済委員会委員長及び副委員長（以下「委員長等」という。）が、視察先の選定を含め、委員の意見を聞くとともに、議会事務局が本県の施策及び課題等に鑑み、商工労働部及び農林水産部と協議した案を基に委員長等に提示し検討した上で、各委員の了解を得て決定したものであると認められることから、請求人が主張するように享楽目的のため委員長が当該視察を計画したという事実は認められなかった。

なお、当該視察後に開会された経済委員会の審査において、視察先の状況を例に挙げた質問が行われるとともに、「地域経済の活性化と若年者の安定した雇用の拡大を求める意見書」を提出するなど、その後の委員会活動に調査の内容が反映されていることが認められた。

(4) また、当該視察に係る旅費の支出についてみてみると、旅行命令簿兼旅費請求書、支出負担行為決議書兼支出命令書等を確認したところ、県議会議員8人及び随行した職員7人に対して、「徳島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和34年徳島県条例第4号）」及び「職員の旅費に関する条例（昭和27年徳島県条例第9号）」等に基づき旅費が支出されており、適正な事務処理がなされていることが認められた。

(5) 以上のことからすると、当該視察については、当面の県政課題等に関し、目的意識をもって実施されたものであると認められ、宿泊先を含む行程についても通常考えられる妥当な範囲であることから、享楽目的の視察であるとはいえない。

(6) 次に、当該視察に係るバスの借上料403,370円の支出についてみてみる。

バスの借上契約にあたっては、愛知県等に本社のある名鉄観光サービス株式会社徳島支店及び株式会社日本旅行徳島支店の2社から見積書を徵し、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び徳島県契約事務規則第30条の2に基づき、契約が締結されており、財務会計上の事務手続については、適正に処理されていることが認められた。

しかし、請求人は、大型バスの使用が適切ではなかったと主張しているが、監査対象機関は大型バスの選定の理由として、長距離の移動を伴う視察日程、参加者に加え現地の乗者数が直前まで不確定であったこと等を挙げており、これらのことからすると直ちに違法又は不当であるとはいえない。

(7) また、視察後、旅費等の精算をしたことが職務専念義務違反であるとの主張については、今回の旅費等の返還措置請求の理由とはならないものである。

(8) 以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、今後の県議会における県外視察については、厳しい財政状況のもと、より一層、効率的、効果的な遂行に留意し、県民に対し誤解や疑惑を与えることのないよう強く望むものである。